

札幌市アスベスト問題対策会議設置要領 新旧対照表

旧（現行）	新（改正案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: center;">札幌市アスベスト問題対策<u>連絡</u>会議設置要領</p> <p>1 目 的 アスベスト問題に係る<u>情報の交換を行い</u>、その対策を総合的に推進するために、札幌市アスベスト問題対策<u>連絡</u>会議（以下<u>連絡会議</u>という）を設置する。</p> <p>2 所掌事項 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報交換または協議を行うものとする。 <u>(1) アスベスト問題に係る総合的な調査</u> <u>(2) アスベスト対策の総合的な施策の推進についての協議調整</u> <u>(3) その他アスベスト対策に関して必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;">札幌市アスベスト問題対策会議設置要領</p> <p>1 目 的 アスベスト問題に係る<u>情報の共有や対応策の検討を行うとともに、全庁横断的な連携体制を整備し</u>、その対策を総合的に推進するために、札幌市アスベスト問題対策会議（以下「<u>対策会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>2 基本方針 <u>アスベスト問題は市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、アスベスト対策を計画的かつ着実に実施するとともに、市民への的確な情報提供を行うことにより、市民の健康被害の未然防止と生活環境の保全に努めるものとする。</u></p> <p>3 所掌事項 対策会議は、次に掲げる<u>事務</u>を行うものとする。 <u>(1) アスベストの適正管理に係る対策(点検、措置、報告)に関すること。</u> <u>(2) アスベスト対策に係る体制の整備に関すること。</u> <u>(3) 情報の収集及び共有に関すること。</u> <u>(4) 市民への情報提供に関すること。</u> <u>(5) 非常時における対応策の検討に関すること。</u> <u>(6) 職員や市民、事業者に対する啓発に関すること。</u> <u>(7) アスベスト対策に係る各種要領の策定及び改定に関すること。</u> <u>(8) その他アスベスト対策に関して必要と認められること。</u></p>	<p>会議名から「連絡」を削除</p> <p>対応策の検討、全庁横断的な連携体制の整備等を追加</p> <p>アスベスト対策に係る基本方針を追加</p> <p>番号を順次繰り下げ 文言整理</p> <p>目的や基本方針を踏まえ、 所掌事項を変更</p>

<p><u>3 組 織</u></p> <p>(1) <u>連絡会議</u>は別表に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(2) <u>連絡会議</u>は必要に応じてその会議に構成員以外の者を加えることができる。</p> <p>(3) <u>連絡会議</u>は必要に応じて部会を設けることができる。</p> <p>(4) <u>連絡会議</u>に議長を置き、<u>環境管理担当部長</u>があたる。</p> <p><u>4 会 議</u></p> <p><u>連絡会議</u>は、重要案件が生じた際に、必要に応じて議長が招集する。</p> <p><u>5 幹 事</u></p> <p><u>連絡会議</u>の下に幹事会を設置する。</p> <p>(1) <u>幹事は議長が定める者によって組織する。</u></p> <p>(2) <u>幹事会は議長が召集する。</u></p> <p><u>6 庶 務</u></p> <p><u>連絡会議</u>の事務局を、環境局環境都市推進部環境対策課に置く。</p> <p><u>7 その他</u></p> <p>この要領に定めるもののほか、<u>連絡会議</u>の運営に関し必要な事項は議長が定める。</p>	<p><u>4 組 織</u></p> <p>(1) <u>対策会議</u>は別表に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(2) <u>対策会議</u>は必要に応じてその会議に構成員以外の者を加えることができる。</p> <p>(3) <u>対策会議</u>は必要に応じて部会を設けることができる。</p> <p>(4) <u>対策会議</u>に議長と副議長を置き、<u>議長は環境管理担当部長をもってこれに充て、会務を掌理する。副議長には建築部長をもってこれに充て、議長を補佐する。</u></p> <p>(5) <u>非常時には、市長を本部長とする「札幌市アスベスト問題対策本部」を設置するものとし、関係局長をもって組織する。</u></p> <p><u>5 会 議</u></p> <p>(1) <u>対策会議は、年に1度、議長が招集する。</u></p> <p>(2) <u>対策会議は、(1)のほか重要案件が生じた際に、必要に応じて議長が招集する。</u></p> <p><u>6 庶 務</u></p> <p><u>対策会議</u>の事務局を、環境局環境都市推進部環境対策課に置く。</p> <p><u>7 その他</u></p> <p>この要領に定めるもののほか、<u>対策会議</u>の運営に関し必要な事項は議長が定める。</p>	<p>番号を順次繰り下げ 文言整理</p> <p>副議長の規定を追加</p> <p>非常時における対策本部の 規定を追加</p> <p>番号を順次繰り下げ 年に1度招集する規定を追加 文言整理</p> <p>幹事会の規定を削除</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>
---	--	---

付 則

この要領は平成 17 年 7 月 19 日から施行する。
 この要領は平成 24 年 9 月 19 日から施行する。
 この要領は平成 26 年 9 月 8 日から施行する。
 この要領は平成 28 年 5 月 日から施行する。

別 表

危) 危機管理対策部長	交) 技術担当部長
市) 地域振興部長	水) 給水部長
保) 健康企画担当部長	消) 総務部長
保) 生活衛生担当部長	教) 学校施設担当部長
下) 処理担当部長	環) 清掃事業担当部長
都) 建築部長	環) 施設担当部長
都) 建築指導部長	環) 環境管理担当部長
都) 建築安全担当部長	

付 則

この要領は平成 17 年 7 月 19 日から施行する。
 この要領は平成 24 年 9 月 19 日から施行する。
 この要領は平成 26 年 9 月 8 日から施行する。
 この要領は平成 28 年 5 月 12 日から施行する。
この要領は平成 29 年 3 月 日から施行する。

別 表

危) 危機管理対策部長	<u>建) 総務部長</u>
<u>総) 行政部長</u>	<u>下) 総務部長</u>
<u>総) 職員部長</u>	下) 処理担当部長
<u>政) 政策企画部長</u>	<u>都) 市街地整備部長</u>
<u>財) 工事管理室長</u>	<u>〇都) 建築部長</u>
市) 地域振興部長	都) 建築指導部長
<u>ス) スポーツ部長</u>	都) 建築安全担当部長
<u>保) 総務部長</u>	<u>交) 事業管理部長</u>
保) 健康企画担当部長	交) 技術担当部長
保) 生活衛生担当部長	<u>水) 総務部長</u>
<u>子) 子ども育成部長</u>	<u>水) 浄水担当部長</u>
<u>経) 産業振興部長</u>	<u>病) 経営管理部長</u>
<u>環) 環境事業部長</u>	消) 総務部長
環) 清掃事業担当部長	<u>教) 生涯学習部長</u>
環) 施設担当部長	教) 学校施設担当部長
<u>◎環) 環境管理担当部長</u>	<u>人) 次長</u>

(◎は議長、〇は副議長を示す)

連絡会議の構成員として、
 施設管理部局の庶務担当部
 長等を追加

幹事			幹事規定削除に伴う削除
<u>危) 危機管理対策課長</u> <u>市) 区政課長</u> <u>保) 健康企画課長</u> <u>保) 環境衛生課長</u> <u>下) 施設保全課長</u> <u>都) 建築工事課長</u> <u>都) 管理課長</u> <u>都) 建築安全推進課長</u>	<u>交) 工事担当課長</u> <u>水) 施設管理課長</u> <u>消) 施設管理課長</u> <u>教) 整備保全担当課長</u> <u>環) 事業廃棄物課長</u> <u>環) 不法投棄対策担当課長</u> <u>環) 施設管理課長</u> <u>環) 環境対策課長</u>		